

ビジネス総合保険

(普通火災保険+ビジネス総合補償特約)
(普通火災保険+ビジネス総合補償特約(水災危険補償対象外型))





朝日火災のビジネス総合保険[※]は、店舗、事務所等に使用される建物とこれらに収容される商品、製品、設備、什器等の動産が保険の対象です。

※「ビジネス総合保険」は「普通火災保険」に「ビジネス総合補償特約」または「ビジネス総合補償特約(水災危険補償対象外型)」を付帯した契約のペーネームです。

お客さまのニーズに合わせて、補償内容を選択できます。

基本補償

普通火災保険に付帯する特約	火災リスク・自然災害リスク					日常災害リスク							
	①火災	②落雷	③破裂・爆発	④風災・雹災・雪災	⑤水災	⑥給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ	⑦騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力行為	⑧破壊行為	⑨ガラス損害 (建物に定着した板ガラスが破損した場合)	⑩建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (航空機の墜落、車両の飛び込み等)	⑪盗難 (商品・製品等明記物件は除きます。)	⑫通貨・預貯金証券の屋内での盗難 (設備・什器が保険の対象である場合)	⑬不測かつ突発的な事故
①～③に伴う消防活動による水濡れ、破壊損害の場合も含まれます。													
ビジネス総合補償特約	○	○	○	○ (損害額が20万円以上の場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (自己負担額: 1回目の事故5万円、2回目以降の事故10万円)
ビジネス総合補償特約 (水災危険補償対象外型)	○	○	○	○ (損害額が20万円以上の場合)	×	○	○	○	○	○	○	○	○ (自己負担額: 1回目の事故5万円、2回目以降の事故10万円)

各種費用

臨時費用 **残存物取片づけ費用**

失火見舞費用 **地震火災費用**
※地震保険ではありません。

修理付帯費用 **損害防止費用**

保険契約が終了する場合の特別費用
(価額協定保険特約付きの場合に対象となります。)

さらに大きな安心。ご希望により以下のオプション(特約)をセットすることができます。

建物付帯機械設備包括契約特約

建物付帯設備(空調設備、エレベーター、電気設備等)に生じた過電流等の電氣的事故や折損等の機械的的事故による損害を補償します。(1回目の事故につき5万円、2回目以降の各々の事故につき10万円の自己負担額があります。)

★こんなときにお役に立ちます。
配電盤がショートして破損した。



借家人賠償責任補償特約

火災、破裂・爆発により借りている戸室に損害を与え、借用戸室の貸主(家主)に対して法律上の損害賠償責任を負ったときに損害賠償金をお支払いします。借用戸室において設備・什器等の動産をご契約の場合に対象となります。

★こんなときにお役に立ちます。
ボヤで借用戸室を焼失させ、家主さんから損害賠償請求を受けた。



■お支払限度額と保険料

お支払限度額	構造	面積(m ²)	火災保険基本料率(一般物件)				
			0m ² 以上 66m ² 未満	66m ² 以上 99m ² 未満	99m ² 以上 132m ² 未満	132m ² 以上	
1,000万円	3級	2.50円未満	7,100円	7,100円	8,500円	9,200円	
		2.50円以上	10,000	10,000	12,000	12,900	
	1-2級	1.00円未満	2,400	3,100	4,000	4,800	
		1.00円以上	6,500	8,100	10,600	12,500	
	1,500万円	3級	2.50円未満	10,700	10,700	12,700	12,000
			2.50円以上	15,000	15,000	15,000	16,900
1-2級		1.00円未満	3,700	3,700	4,500	5,300	
		1.00円以上	9,700	9,700	11,900	14,100	
2,000万円		3級	2.50円未満	14,300	14,300	14,300	14,300
			2.50円以上	20,000	20,000	20,000	20,000
	1-2級	1.00円未満	5,000	5,000	5,000	5,700	
		1.00円以上	12,900	12,900	12,900	15,000	

修理費用補償特約

「借家人賠償責任補償特約」が付帯された契約にのみ付帯することができます。

火災、風災や盗難等の事故により、借りている建物に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき自分で修理しなければならないときもあります。そんな時の費用をお支払いします。(自己負担額3,000円)この特約でお支払いするのは、賃貸借契約書上で借主の修理義務が定められている場合に限ります。

★こんなときにお役に立ちます。
台風等で、ものが飛んできて窓ガラスが割れた。

■お支払限度額と保険料

支払限度額	保険料
100万円	40円
300万円	120円



価額協定保険(新価)特約をおすすめいたします。

(保険金の支払いにより保険契約が終了する場合、上記の特別費用保険金がプラスされます。)

●ご契約の対象は建物です。

損害額の全額を再調達価額(同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額)でお支払いする価額協定保険特約付きのご契約をおすすめいたします。(一つの建物の合計床面積が1,500m²未満の建物が対象です。)

- ①ご契約のときに、お客さまと弊社が保険をつける建物を再調達価額で評価し、その評価額を協定します。
- ②保険金額は、①で評価した額の100%、80%または60%の中からお選びください。

木造建物については、万全を期すために、100%のご契約をおすすめします。



特約

保険金のお支払条件・お支払方法

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
普通火災保険	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災 損害額が20万円以上となった場合	損害額 × 保険金額(ご契約金額) 保険価額(時価)×80% 保険金額または損害額のいずれか低い額が限度	(1) 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2) 火災等の事故の際の保険の対象の紛失・盗難 (3) 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業 (4) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 (5) 地震・噴火またはこれらによる津波 (6) 核燃料物質に起因する事故
	⑤水災(台風・暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等) ⑥給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑦騒擾・集団行為・労働争議に伴う暴力または破壊行為 ⑧破壊行為 ⑨ガラス損害 ⑩建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ⑪盗難(保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損) 建物、設備什器等(「明記物件」を除きます。)	損害額 (1事故1敷地内につき、限度額は以下のとおり。)	上記(1)～(6)に加え以下に掲げる事由により生じた損害 (7) 差押え、収容、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (8) 保険の対象の欠陥により生じた損害 (9) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化等の事由 (10) 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害 (11) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業場の過失または技術の拙劣によって生じた損害 (12) 詐欺または横領によって生じた損害 (13) 万引等によって生じた損害 (14) 検品、梱包しの際に見えられた数量の不足による損害 (15) 商品、製品等の盗難により生じた損害
	⑫建物内における現金・預貯金証書の盗難(設備・什器等を保険の対象としたとき) 預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害の届出を行い、かつ、その預貯金証書より預貯金口座から現金が引き出された事実がある場合 ⑬不測かつ突発的な事故 ⑤～⑫以外の事故により生じた不測かつ突発的な事故	現金 30万円 預貯金証書 300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額 $\left[\frac{\text{損害額} \times \text{保険金額(ご契約金額)}}{\text{保険価額(時価)} \times 80\%} \right] - \left[\text{自己負担額} \right]$ ※1 保険金額または損害額のいずれか低い額が限度 ※2 1回目の事故につき5万円、2回目以降の各々の事故につき10万円	
ビジネス総合補償特約※	臨時費用保険金 上記①～⑬の事故で保険金が支払われる場合	損害保険金×30% (1事故1敷地内につき、500万円限度)	(1)～(15)に同じ
	残存物取片づけ費用保険金 上記①～⑬の事故で保険金が支払われる場合	実費 (損害保険金×10%が限度)	
	失火見舞費用保険金 上記①、③の事故で保険金が支払われる場合	被災世帯数×20万円 (1事故につき、保険金額×20%が限度)	(1)～(6)に同じ
	地震火災費用保険金 地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により保険の対象に一定の損害が発生した場合	保険金額×5% (1事故1敷地内につき、300万円限度)	(1)～(6)に同じ (ただし、(5)は適用しません。)
	修理付帯費用保険金 上記①～③の事故で保険の対象である建物、設備、装置等が損害を受けた結果、その保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用を弊社の承認を得て支出した場合 損害防止費用 上記①～③の事故で損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	実費 (1事故1敷地内につき、その敷地内の総保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度) 実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価)}}$ (実費または保険金額から損害保険金の額を差し引いた額のいずれか低い額が限度)	(1)～(6)に同じ
保険契約が終了する場合の特別費用保険金(価額協定保険特約付きの場合) 保険金の支払いにより保険契約が終了する場合	損害保険金 × 10% (1事故1敷地内につき、200万円限度)	(1)～(15)に同じ	

※ビジネス総合補償特約(水災危険補償対象外型)の場合には「⑤水災」による損害は補償されません。

ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは「ビジネス総合保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- 次のものは保険の対象とすることはできません。
個人所有の居住用建物(居住用部分がある併用住宅)、家財、自動車、自動二輪車(原動機付自転車を除きます。)、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、野積の動産、金型等(ただし、保険の対象が、設備・什器等の場合は、現金・預貯金証書の盗難による損害は保険金をお支払いします。)
- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。(団体扱等の特定の特約を付帯した場合を除きます。)
- 保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- ご契約で次のものは、申込書に明記しないとご契約の対象となりません。(「明記物件」といいます。)
・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- 個人情報のお取扱いについて
弊社は、保険契約に関する個人情報や、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。
- お手続きの日から1か月経過後でも保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 社会福祉医療機構継承融資物件等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
- ご住所を変更するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越し等により設備・什器等を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- 共同保険について
複数の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約の場合には、各引受保険会社が連帯せずに独立して保険責任を負担し、幹事保険会社はその他の保険会社を代理・代行して保険料の領収や保険金の支払等を行います。弊社では、共同保険契約の場合にお届けする保険証券に共同保険である旨および引受保険会社名、引受割合を記載しておりますのでご確認ください。

事故発生の場合

事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または弊社までご通知ください。ご連絡がない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので、十分にご注意ください。

保険会社破綻時のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が悪化したときには、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。「ビジネス総合保険」は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金、解

約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係わる保険金は100%補償されます。家計地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返れい金等は全額補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。